

(仮称) 新北条砂丘風力発電事業

環境影響評価方法書についての  
意見の概要と事業者の見解

令和5年6月

JR 東日本エネルギー開発株式会社

## 目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧 .....	1
(1) 公告の日 .....	1
(2) 公告の方法 .....	1
(3) 縦覧場所 .....	2
(4) 縦覧期間 .....	2
(5) 縦覧者数 .....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催 .....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握 .....	3
(1) 意見書の提出期間 .....	3
(2) 意見書の提出方法 .....	3
(3) 意見書の提出状況 .....	3
第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解 .....	4

## 第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して約1月間縦覧に供した。

#### (1) 公告の日

令和5年3月31日（金）

#### (2) 公告の方法

##### ① 日刊新聞紙による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和5年3月31日（金）付 日本海新聞の全県版

##### ② 地方公共団体の広報、情報誌によるお知らせ

下記広報、情報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・北栄町広報誌「広報北栄」（令和5年3月末日発行）

<https://www.e-hokuei.net/1372.htm>

##### ③ インターネットによるお知らせ

令和5年3月31日（金）又はそれ以降から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・鳥取県ホームページ  
<https://www.pref.tottori.lg.jp/310126.htm>
- ・北栄町ホームページ  
<https://www.e-hokuei.net/item/17918.htm#ContentPane>
- ・湯梨浜町ホームページ  
<https://www.yurihama.jp/soshiki/4/19297.html>
- ・琴浦町ホームページ  
<https://www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2023032800026/>
- ・倉吉市ホームページ  
<https://www.city.kurayoshi.lg.jp/gyousei/div/sangyou/kankyau/v143/>
- ・JR東日本エネルギー開発株式会社  
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

### (3) 縦覧場所

関係自治体の庁舎等の計 6 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

#### ① 関係自治体の庁舎等での縦覧

- ・鳥取県庁 生活環境部 環境立県推進課(鳥取県鳥取市東町1丁目220 本庁舎7階)
- ・北栄町役場(大栄庁舎) 環境エネルギー課(鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1)
- ・北栄町中央公民館(北条)(鳥取県東伯郡北栄町土下112)
- ・湯梨浜町役場(本庁舎) 町民課(鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19-1)
- ・琴浦町役場(本庁舎) 町民生活課(鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591-2)
- ・倉吉市役所(第二庁舎) 生活産業部 環境課(鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1)

#### ② インターネットの利用による縦覧

- ・JR 東日本エネルギー開発株式会社 ホームページ  
<http://www.jr-energy.jregroup.ne.jp/>

### (4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和5年3月31日(金)から令和5年5月1日(月)まで  
(ただし、県庁、市役所及び町役場は土、日、祝日は除く  
北栄町中央公民館は祝日及び臨時休館日は除く)
- ・縦覧時間：各施設の開庁、開館時間内
- ・電子縦覧：令和5年3月31日(金)から令和5年5月1日(月)まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、電子縦覧の期間、常時アクセス可能な状態とした。

### (5) 縦覧者数

縦覧者数(記名者数)は3名であった。

(内訳) 鳥取県庁 生活環境部 環境立県推進課	0名
北栄町役場(大栄庁舎) 環境エネルギー課	0名
北栄町中央公民館(北条)	2名
湯梨浜町役場 町民課	0名
琴浦町役場(本庁舎) 町民生活課	0名
倉吉市役所(第2庁舎) 生活産業部 環境課	1名

## 2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を下記の5箇所において実施し、方法書の縦覧等に関する公告と併せて、説明会開催の旨を令和5年3月31日付で公告した。

開催日時	説明会会場
令和5年4月14日(金) 19:00~21:00	北栄町中央公民館大栄分館 (鳥取県東伯郡北栄町由良宿 800)
令和5年4月15日(土) 10:00~12:00	琴浦町生涯学習センター「まなびタウンとうはく」 (鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 266-5)
令和5年4月15日(土) 15:00~17:00	北栄町中央公民館(北条) (鳥取県東伯郡北栄町土下 112)
令和5年4月16日(日) 10:00~12:00	倉吉交流プラザ (鳥取県倉吉市駄経寺町 187-1)
令和5年4月16日(日) 15:00~17:00	ハワイアロハホール (鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬 584)

## 3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

### (1) 意見書の提出期間

令和5年3月31日(金)から令和5年5月15日(月)まで  
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

### (2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② JR 東日本エネルギー開発株式会社への書面の郵送、FAX 及び電子メール

### (3) 意見書の提出状況

合計2名の方から、5通の意見書が提出された。

## 第2章 環境影響評価方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく環境影響評価方法書についての環境の保全の見地から提出された意見は20件であった。方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）（1/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
1	眺望点を例にとれば、県の意見の反映が見られない。景観に関する問題がどう解決されるのか理解しなかった。	景観の眺望点については、北栄町が令和2年7月に公告・縦覧した「（仮称）北条砂丘発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」についての鳥取県知事意見を確認した上で、各市町とも協議を行いながら選定しました。 なお、同知事意見において、「青山剛昌ふるさと館」を「身近な眺望点」に選定すること等が示されておりますが、館内には眺望を目的とした施設がないことから、眺望点として選定しておりません。しかしながら、地元住民の日常的な眺望景観への影響を考慮し、対象事業実施区域の周辺に「身近な眺望点」を選定しております。 今後も本事業についての鳥取県知事意見を踏まえ、環境影響評価手続きを進める方針です。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書2）（2/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>1. 送電網へ接続は現在の北栄町のもがそのまま使用できるよう話は済んでいますか、北栄町の解体予定を終わっても続けて運用しており老朽化の心配があるので新たに作り直されるのでしょうか。</p>	<p>送電設備については、現時点では新設する計画としています。なお、既存設備の有効活用については、今後の北栄町及び関係機関等との協議により検討する方針です。</p>
3	<p>2. 鳥取環境大学の風車のアンケート報告によると現在の風車の500m圏内でも苦情が出ており低周波の聴覚ではなく人間の体腔共鳴の影響にも触れています。 風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響についてはコロナワクチンの接種後の死亡や健康被害のように、明らかな関連を示す知見は確認できていませんが、どのような低周波対策を考慮されますか。またはるかに大きくなった風車何m圏内の被害がないようにする対策を検討されていますか。</p>	<p>超低周波音については、今後、現況を調査し、影響の範囲及びその程度を予測した結果を踏まえて、必要に応じて適切な環境保全措置を検討いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（3/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
4	<p>1. 約 180m の風車は一般道と高速道路に極めて近くこの付近は冬場、雷が多く雪も多い、最近台風以外の強風も多く非常に危険な設備だと思います。国土交通省の許可は必要ないのですか。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は、山陰自動車道（北条道路）の道路用地として想定される範囲を除外して設定しました。</p> <p>落氷・落雪等については、既設の風力発電機（北条風力発電所）の状況を確認のうえ、必要な対策を検討いたします。</p> <p>発電設備の維持管理については、設備事故が発生しないよう日常の点検により監視し、万全のメンテナンス体制を整えます。</p> <p>なお、今後の事業計画の具体化に際しては、国土交通省をはじめ道路管理者とも協議をしながら進めていく方針です。</p>
5	<p>2. （仮称）新北条砂丘風力発電事業に係る環境影響評価方法書について。意見書以外は、ダウンロードしての閲覧や印刷することはできません。と書いてありますがテキストで表示して検索で各省庁に飛んで方法書の疑問点について調べやすいよう配慮してください。</p> <p>住民説明会の記録も残して保存すべきです。誰でも参考にできるようにダウンロードできるようにしてください。トラブルが起きたとき問題点や誤解の原因が何にあったのかなどがお互いに検証しやすくなります。</p>	<p>公表する環境影響評価図書については、記載している情報の真正性の確保及び作成した図書への責任の観点から、ダウンロードできないようにしております。</p> <p>住民説明会での記録については、今後の事業計画に反映するための記録として残しておりますが、説明会に参加された方々から忌憚のないご意見をいただくため、非公表としております。また、意見を公表することを希望される方には意見書の提出をお願いしております。</p>
6	<p>3. 着氷の落下は数 g にせよ数十 kg にせよ 180m から落下する場合、落下地点は時速 215km 以上になります。これがブレードの回転によって 360 度の範囲で上から及び下から風にも乗って放射されることが素人にも想定されますが、高速で走っている車や取り締まりでスピード違反者よりも高速の白バイ警察官または畑を歩くお年寄りに当たるなどの影響がないと思われる距離は何百 m 以上と想定しているか具体的な数字と根拠を明示してください。また危険が想定される範囲は人が入らぬようフェンスをされるのでしょうか。</p>	<p>本事業の対象事業実施区域は、山陰自動車道（北条道路）の道路用地として想定される範囲を除外して設定しました。また、落氷・落雪等については、既設の風力発電機（北条風力発電所）での状況を確認のうえ、必要な対策を検討いたします。</p>
7	<p>4. この付近の道は閉鎖されると地元経済や生活に大きな影響があります。点検は重要です。</p> <p>必要な点検とはだれの責任においてどのように決定されるのでしょうか。方法は経済産業省の指針にそったものですか。</p>	<p>点検等の維持管理を含めた工事の計画については、経済産業省の定める基準を遵守し、同省の審査を経て確定いたします。</p> <p>発電設備の維持管理については、事業者において設備事故が発生しないよう定期点検により設備を監視する体制を構築いたします。なお、定期点検において周辺道路の封鎖は行わない方針です。</p>



環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（4/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
8	<p>5. たくさんの場所で風車を手掛けられているので、いろいろな検証データをお持ちだと思います。事故が起きた時の対応についての対処について次事例の場合どれだけの日数がかかるのか具体的な日数の目安を教えてください。</p> <p>事例 雪の降る日落雷により2基の風車のブレードが破損した場合。</p> <p>発見状況確認にかかる時間の目安 超大型クレーン車および作業者の手配にかかる日数の目安 雪道を現場までくる道順およびかかる日数の目安 現場での作業の日数の目安</p> <p>合計、何日が目安となるか具体的な数字で教えてください。</p>	<p>発電設備の維持管理については、一般的には、日常点検の他に定期点検を実施するとともに、オペレーションセンターにて24時間365日遠隔監視を行いますので、事故発生後すぐに状況を把握することが可能です。また、必要に応じて電気主任技術者やメンテナンス技術者が現地を確認します。なお、復旧作業等に必要の日数については、必要な車両・機材等や事故発生状況により異なりますが、早急に復旧できるように努めます。</p>
9	<p>6. 保安林に関して関係者とはだれで適切な対応とは具体的にどのようなことですか？その話し合いの過程や関係者の名称または機関の名称は公表されるのでしょうか、責任の所在の明確化はされるのでしょうか。</p>	<p>保安林の関係者としては、国有林管理者である鳥取県森林管理署、民有林の土地所有者及び管理者である鳥取県森づくり推進課が該当します。保安林における作業に際しては、今後、土地所有者との協議、管理者との許認可協議を行う予定です。</p>
10	<p>7. 眺望点について風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインによると、主要な展望地の抽出については利用者の展望の用に供するための園地、広場、休憩所、展望施設のほか、公園事業たる道路（駐車場も含む）のうち利用者の展望の用にも供せられている区間も含まれる。事業地や計画する風力発電施設が展望地から視認されるか否かを問わず、できる限り網羅的に抽出することが望ましい。とあるので、超大型風車の影響をもろに受ける北栄町のホームページのおすすめ観光スポットのお台場公園、青山剛昌ふるさと館、蜘蛛ヶ家山山菜の里や観光農園も入れてください。</p>	<p>主要な眺望点については、各種観光情報のほか関係市町への意見聴取を行った上で、展望施設の有無、主要な眺望方向や地形等を考慮した視認状況等から選定しております。また、身近な眺望点については、近傍の住民の方々の目に触れる点を踏まえ、周辺地区からの眺望方向を考慮して選定しております。</p> <p>頂いたご意見のうち、「お台場公園」や「観光農園」については、北栄町のご意見を参考に眺望点としての選定を検討いたします。「青山剛昌ふるさと館」については館内に眺望を目的とした施設等がないことから、眺望点として選定しておりません。なお、「蜘蛛ヶ家山山菜の里」は主要な眺望点として選定しております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書3）（5/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
11	<p>8. 専門家等への意見聴取の結果が謎の大学教員、謎のNPO法人、謎の地元研究団体など名前を隠さなければならない人たちでは信ぴょう性が疑われます。日本野鳥の会鳥取県支部など、名前を出し観察結果を言える人に意見を聞き直してください。</p> <p>経済産業省のホームページに、北栄町「（仮称）北条砂丘風力発電所更新計画に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について、鳥類に対する影響想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているイヌワシ等の生息が確認されていることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故、移動の障害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。と北栄町の風車の計画についてコメントがありますので、日本野鳥の会鳥取県支部に助言をもらってください。団体名氏名の公表問題ないと思いますが。</p> <p>また鳥取県立博物館の資料に北栄町西園の砂浜にて2008年9月3日アカウミガメの卵の発見の記載があります。県立博物館にも助言を求められたら良いでしょう。氏名も出されています。もう一度名前を出せる団体、人に聞く必要がありますね。</p>	<p>環境影響評価方法書等の公開図書においては、個人情報保護の観点から所属・氏名等は掲載しておりませんが、地域の情報に精通する有識者から意見を聴取しております。</p> <p>イヌワシは山岳地を主な生息地としており、本事業の対象事業実施区域周辺では南側や西側の山地及びその周辺の尾根部が主な生息地として考えられ、海岸域の平野部にあたる対象事業実施区域を生息地として利用している可能性は低いと考えております。また、専門家等への意見聴取においても留意すべき種としてあがっておりませんが、今後の調査において、本種を確認した場合は、その確認状況から、専門家等の意見を踏まえ、必要な対策を検討する方針です。</p> <p>アカウミガメについては、必要に応じて専門家等への意見聴取を行う等、今後も情報収集を継続し、対応を検討いたします。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書4）（6/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>1. 防衛省自衛隊のホームページに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>風力発電設備による安全保障への影響を回避し、自衛隊・米軍の円滑な運用の確保と風力発電の導入促進の両者を両立するため、風力発電設備の建設・建て替えを計画される関係者の皆様 におかれては、事業計画策定の初期段階で防衛省へご相談いただくようお願いいたします。</li> </ul> <p>と載っていますが、他国からの拉致や侵入場所に北栄町が選ばれない為にも義務はないと思いますが相談してください。そして内容を報告してください。また気象庁も相談を求めておられます。</p>	<p>風力発電機のレーダー等への障害については、風力発電機の配置計画が具体化した段階で関係機関に確認する予定です。</p>
13	<p>2. 電波にいろいろ影響があるようなので、当然海難事故救助、漁業やスマートフォン使用にも影響があると思います。風車より高い中継電波塔は設置されますか。</p>	<p>風力発電機の電波等への障害が懸念される場合は、関係機関に確認した上で、適切に対応いたします。</p>
14	<p>3. 農地転用は簡単にできないはずですが、話はついていますか。</p>	<p>現在、風力発電機の配置計画を検討しておりますが、工事中を含めて農地を使用することが想定される場合は関係機関との協議を行う方針です。</p>
15	<p>4. バードストライクを防ぐために、ブレード塗装又はシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置を講ずる予定はありますか。バードストライクについて北栄町からのデータはありますか。</p>	<p>バードストライクについては、既設風力発電所における情報や最新の知見の収集に努め、景観にも配慮した実施可能な対策を検討する方針です。</p> <p>また、引き続き北栄町へのバードストライクに関する情報の収集を継続するほか、本事業の調査においても、既設風力発電機周辺での行動を観察することとしています。</p>
16	<p>5. 風車の解体費用の説明をお願いします。放置された空き家問題のように。原発の稼働や低周波の被害実態の解明などの社会状況の変化で採算が取れなくなる可能性は非常に高いと思いますが。解体費用の積み立てはどのような計画をされているのでしょうか。毎年積立金について経済産業省には報告されると思いますが。公には報告義務がないようですが、県には伝え県民にはいつでもわかるようにされるのでしょうか。またそのお金は誰の管理下に置かれるのでしょうか。資本金では全然足りないと思いますが。</p>	<p>運転開始から20年間は、固定価格買取制度により発電した電気を売電し、その間に売電収益から風車の撤去費を積み立てます。</p> <p>運転開始から20年目以降の事業運営については未定ですが、社会情勢の変化等により撤去することとなった場合は、それまでに積み立てた撤去費により風車を撤去するとともに緑化等の復旧を行う計画としています。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）（7/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
17	<p>JR 東日本エネルギー開発株式会社のホームページを見ると。次の文章があります。</p> <p>東日本旅客鉄道株式会社(JR 東日本)は、再生可能エネルギーの導入推進のため、2015年4月に「JR 東日本エネルギー開発株式会社」を設立しました。事業展開にあたり、地元企業などにもパートナーとして参加していただく仕組みを作ることで、「地域を元気にする“源”」を創り、地域に根ざした風力発電事業の開発を行っていきます。</p> <p>そして企業理念として次の文章があります。</p> <p>私たちは、地域の皆さまとともに、地域の資源である再生可能エネルギーを生かした事業を展開することにより、活力ある地域と持続可能な社会の実現をめざします。</p> <p>あなた方の仕事の進め方は何もわからない私たちに対して、一方的で乱暴です企業理念と著しく違いますよね。</p>	<p>事業計画の検討にあたり、環境影響評価手続きにおいて住民説明会を開催し、地域の皆様のご意見を伺いながら進めて参ります。また、ご要望をいただいた場合は適宜、地域の皆様への説明会を開催し協議を重ねながら検討を進めて参ります。</p> <p>また、地域貢献等について、今後、北栄町との協議を実施のうえ、出来る限り地域の皆様のご要望に沿ったご提案をさせて頂きたいと考えております。</p>
18	<p>風力発電設備の計画された段階で設置までの大まかな流れや必要な事の説明や町民や鳥取県民と、現在の風車被害の聞き取りをする、及びYouTubeなどで見ることでできるブレードの破損、落雷で燃えて高速回転で回る風車、強風で倒れる風車などによる生活環境の影響の変化に対してどのような対策をするか、起きた場合どのくらいの時間でどの様に対処するのかを説明してください。またブラックアウトなどで電力がストップした場合のブレードのコントロールに対しても説明する必要があります。</p>	<p>本事業では、環境影響評価手続きを開始前から検討対象エリアの近隣住民の方々に対し、事業計画についての説明をして参りました。</p> <p>今後の事業計画の具体化に際しても、引き続き近隣住民の方々からのご理解が得られるよう丁寧な説明に努めます。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）（8/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
19	<p>動物、植物、鳥類保護など誰の意見を参考にするか、どの研究成果を使うか、景観ポイントについて町のおすすめポイント以外にどこを選定するかを住民と相談をしてから方法書を作成、発表し YouTube など方法書の重要ポイントの解説をしてから意見書を受け付ける、説明会をするという形にしないと理解できません。</p> <p>JR 東日本エネルギー開発株式会社の風力発電の建設の進め方は、方法書はダウンロードするな、説明会の録音はするな、説明会の議事録は作らない。方法書閲覧の段階でまだ場所も決まらず、モニタージュもない、景観ポイントについては都合の悪いところは載せていない。環境影響方法書なのに重要なことが載っていない、環境への影響の記述の根拠が曖昧で終わっている。</p>	<p>本事業では環境影響評価法に基づき、環境影響評価方法書を縦覧するとともに、住民説明会では方法書の概要をまとめた資料を配布して方法書の内容について説明し、不明点等についてご意見をいただきました。また、説明会でのご意見や、ご提出いただいた意見書を踏まえ、今後実施する環境影響評価に反映させることとしております。</p> <p>公表する環境影響評価図書については、記載している情報の真正性の確保及び作成した図書への責任の観点から、ダウンロードできないようにしております。</p> <p>住民説明会での記録については、今後の環境影響評価の参考とするための記録として残しておりますが、説明会に参加された方々から忌憚のないご意見をいただくため、非公表としております。また、意見を公表することを希望される方には意見書の提出をお願いしております。</p> <p>環境影響評価方法書は、環境影響評価において、どのような項目について、どのような方法で調査・予測・評価をしていくのかという方針を示しております。そのため、現地調査結果等の具体的な内容については今後お示しすることになります。また、対象事業実施区域内は保安林等の制約がある上、私有地含まれることから、現時点では風力発電機の配置計画をお示しできませんでしたが、準備書の段階でお示しする予定であり、その際は、風力発電機を配置した際の眺望状況について、フォトモニタージュ等でお示しし、地域の皆様のご意見をいただきたいと考えております。</p>

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書5）（9/9）

No.	意見の概要	事業者の見解
20	<p>風力発電は、土地を売った人を除いて町民、県民、道路を使う人にとって恐ろしく迷惑な建造物で騒音、低周波、回転する影、落雷で飛び散るブレード、まき散らされる氷の塊、電波障害、景観、生物への被害など環境の影響についてリスクの塊でしかないので。私たちにとっては、まったく何にも利益もないだけでなく将来の鳥取県中部及び北栄町の発展を阻害しかねない設備になります。</p> <p>イメージでなく具体的に負担軽減策と我々の将来にどんな利益があるのかを根拠と共に説明してそれを議事録に残していつでも閲覧できるようにしてください。</p> <p>現在の風車は建設前の説明のように雇用の創出はなく経済的に何も利益のない、被害だけある建造物として認識しています。国家の経済発展のための捨て石になれと言われるならそれもある程度仕方ないのかもしれませんが。生活環境の変化で、精神的なものを含め被害が出た場合、土地の買収や移住の条件なども住民との交渉もしておく必要があると思います。</p>	<p>対象事業実施区域は、既設風力発電機による生活環境等への影響に関する懸念事項を踏まえて設定しております。今後も生活環境等への影響について情報収集を行い、調査・予測結果に応じて、必要な環境保全措置を検討して参ります。</p> <p>落氷・落雪等については、既設の風力発電機（北条風力発電所）の状況を確認のうえ、必要な対策を検討いたします。</p> <p>また、地域貢献等について、今後、北栄町との協議を実施のうえ、出来る限り地域の皆様のご要望に沿ったご提案をさせて頂きたいと考えております。</p>